

「市設置浄化槽」設置希望者を募集します

＜上下水道部 経営企画整備課＞

「市設置浄化槽事業」について

海や川など公共用水域の水質保全、トイレの水洗化による生活環境の向上などを図るため、下記区域内で**浄化槽設置を希望される方**に、市が浄化槽を設置し、維持管理を行います。

なお、予算、入札等の関係上、ご希望に添うことができない場合もあります。

令和4年2月25日(金)までの受付	令和4年7月以降の設置
募集期間後の申込み	原則、上記期日までの申請を基本としますが、介護等、急な水洗化が必要となった場合には、ご相談ください。 浄化槽設置には4～5か月要しますので、ご注意ください。

対象区域について

市設置浄化槽の処理区域は、告示で定められた区域です。次に挙げる区域は、個別処理区域(浄化槽で汚水を処理する区域)です。対象区域内であっても、市が浄化槽を設置・管理する区域が個別に定められていますので、詳細な区域は、経営企画整備課へお問合せください。

＜峰山町＞ 西山、小西、新治の一部、二箇、久次、五箇、鱒留、橋木、石丸、赤坂の一部

＜大宮町＞ 奥大野、上常吉、下常吉、五十河、延利、久住、明田、新宮

＜網野町＞ 小浜の一部、下岡の一部、仲禅寺、掛津、遊、三津、高橋、公庄、郷、生野内、切畑、新庄、日和田、溝野、磯、網野の一部、浅茂川の一部、木津の一部

＜丹後町＞ 竹野、宮、岩木、是安、吉永、矢畑、牧の谷、願興寺、家の谷、筆石、乗原、此代、徳光の一部(西小田)、平、中野、

中浜、久僧、上野、井上、井谷、畑、遠下、鞍内、袖志、尾和、谷内、上山

＜弥栄町＞ 田中、中津、中山、野中、吉野、須川、霰、味土野、大谷、来見谷、等楽寺の一部(堀越)、吉沢の一部(小原)

＜久美浜町＞ 油池、神谷、河梨、栃谷、甲坂、口馬地、奥馬地、口三谷、奥三谷、出角、新谷、谷、芦原、島、尉ヶ畑、奥山、

二俣、円頓寺、坂谷、長野、竹藤、女布、丸山、永留、壱分、大井、関、三原、河内、蒲井、旭、海士、橋爪、西橋爪、坂井、友重、品田、新庄、須田、金谷、畑、市場

※上記以外に、集合処理区域(公共下水道、集落排水区域)ではあるが、公共下水道等の整備が困難な建築物

設置条件など

浄化槽設置工事完了後は、受益者分担金27万円を納付していただき、使用開始後は使用料をご負担いただけます。なお、4月から6月までの設置については、設置計画や発注手続き等に期間を要しますので、ご希望に沿うことができません。

受付期間及び申込方法

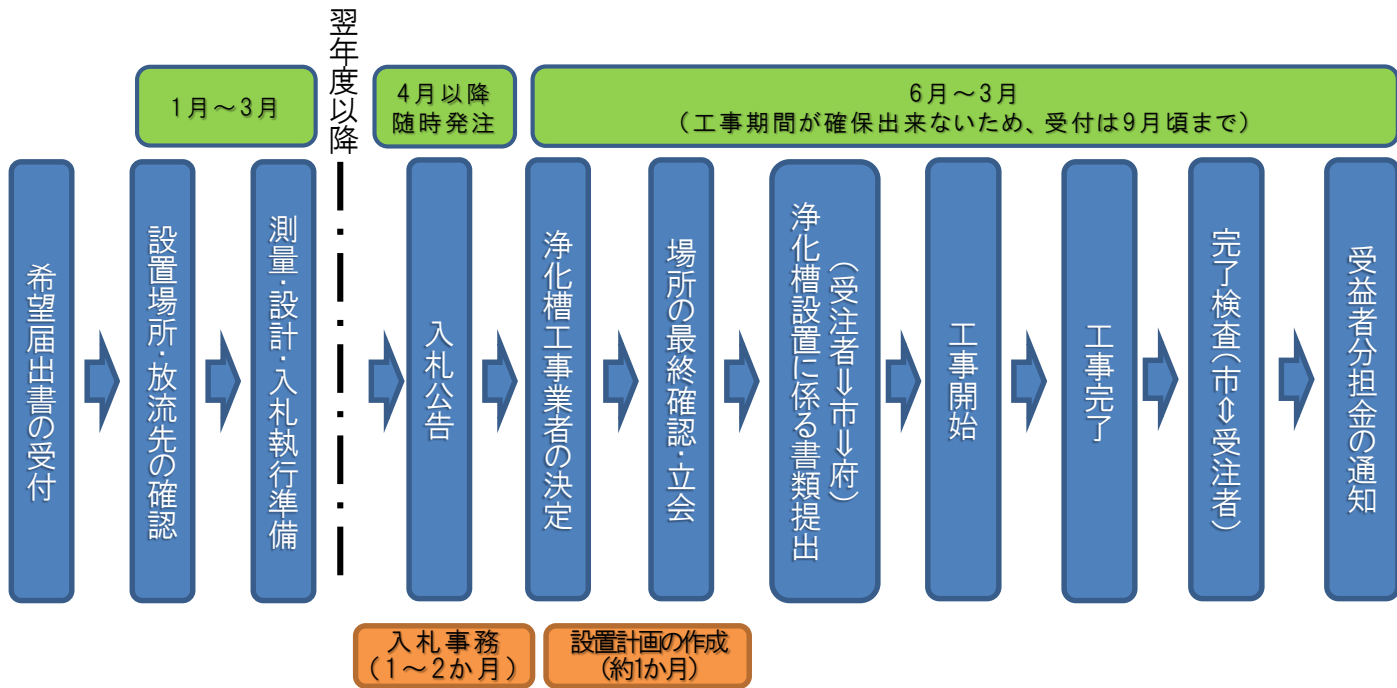
令和4年2月25日(金)まで

・「浄化槽設置申請書」、「浄化槽設置承諾書」、「浄化槽の使用開始に関する承諾書」、申請書添付書類一覧の資料を準備いただき、必要事項を記入・押印のうえ、経営企画整備課または最寄りの市民局へ提出してください。

・経営企画整備課および市民局にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

裏面もあります

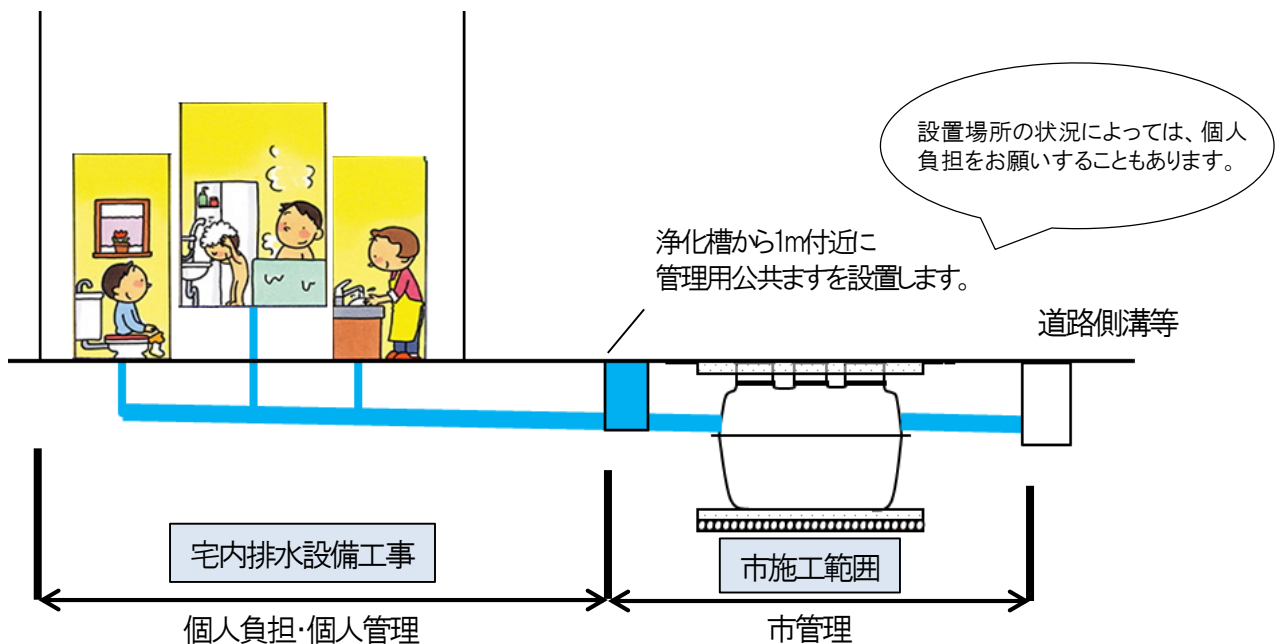
申込みから工事完了までの流れ



※ 入札事務期間確保のため、**4月～6月の設置は希望に沿うことが出来ません。**

※ 店舗や作業場といった専用住宅以外の建物については、人槽算定に審査機関等と事前協議が必要な場合があるため、設置までに期間を要することがあります。

負担区分



<問合せ先>

京丹後市丹後町間人1780(丹後庁舎)
京丹後市 上下水道部 経営企画整備課
電話:0772-69-0550